

安全衛生関係視聴覚教材貸出規程

施行日：2015年2月16日

最終改正日：2020年4月1日

(目的)

第1条 一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業における労働災害防止のための職場における労働安全衛生意識の向上に資するため、安全衛生関係視聴覚教材（以下「視聴覚教材」という。）の貸出しを行う制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、本規程において具体的な事項を定める。

(視聴覚教材)

第2条 本規程において視聴覚教材とは、当法人が貸出用として保有する視聴覚媒体をいう。

(貸出対象者)

第3条 視聴覚教材の貸出対象者（以下「利用者」という。）は、当法人の加入者サービス規約に定める会員とする。

(貸出費用)

第4条 貸出費用は徴収しない。ただし、当法人からの視聴覚教材の発送及び当法人への返送に関わる費用は利用者の負担とする。

(貸出期間及び貸出本数制限)

第5条 貸出期間は当法人への発送及び返送に要する期間を除いて5日以内とする。

2 1回の申請による貸出本数は5本までとし、同時に複数の申請はできない。

(利用の申請手続等)

第6条 視聴覚教材の利用申請手続及び受領・返却方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 利用者は、当法人あてに事前に電話等で視聴覚教材の貸出状況等を確認し仮予約をしたうえで、当法人所定の申請書を到着希望日の4日前までに提出するものとする。
- (2) 当法人は、申請に基づき貸出の諾否を決定し、その旨を利用者に書面をもって通知する。
- (3) 視聴覚教材の受領及び返却は、利用者が直接当法人に来団もしくは当法人が指定する方法による配送のいずれかの手段によるものとする。

(教材の弁償)

第7条 利用者が視聴覚教材を破損した場合は、直ちに当法人に届け出て、同一の教材を弁償するものとする。なお、同等の教材が入手できない場合は、当法人と協議のうえ、当法人が代替品と認めるものを弁償するものとする。

2 長期にわたり視聴覚教材を返却せず、当法人からの書面による返却督促後1週間経過しても返却がない場合は、当法人は同じ視聴覚教材を購入のうえ、利用者にその代価（かかった経費を含む）の負担を求めるものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本制度を利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為または当法人が該当すると判断する行為をしてはならない。

- (1) 転貸または複製
- (2) 有償無償を問わず商業目的での上映
- (3) ホームページを含むインターネット上への公開
- (4) 正当な理由なく第5条第1項に定める貸出期間を超えての利用
- (5) その他、視聴覚教材の著作権及び知的財産権を侵害する行為

(貸出しを行わない場合)

第9条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、視聴覚教材の貸出しを行わない。

- (1) 前条に定める禁止事項に該当する恐れがある、または過去に該当する事実がある場合。
- (2) 他の利用者に貸出中、または貸出しの予約があった場合。
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人が貸出しに対し不適切と判断した場合。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 本規程は、一般財団法人あんしん財団の定款の施行日と同日の施行とする。
- 2 本規程施行以前に貸出申請があったものについては「安全衛生関係視聴覚教材貸出要綱」の規定による。

附 則

- 1 本規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

0049-0001-Ⅲ-01